

## 自治紛争処理委員による審査の結果について

### 1. 事案の概要・経緯

- 市町村が農用地利用計画を作成・変更する場合、都道府県知事に協議し、同意を得なければならないとされている。
- 我孫子市は、根戸新田の土地を農用地から除外することを内容とする農用地利用計画の変更案を作成し千葉県知事に協議をしたが、千葉県知事は、「生産性向上を目的とする土地改良事業の施行区域の農用地である」として不同意とした。
  - ※ 生産性向上を目的とする土地改良事業の施行区域の農用地など農用地とすることが適当な土地は、農用地利用計画から外すことができない。
- 我孫子市は、「農用地の災害を防止することを目的とする事業の施行区域の土地であり農用地に該当しない」と主張し、自治紛争処理委員の審査に付したところ、自治紛争処理委員は、同意基準がないことの違法を捉え、千葉県知事に対して「不同意を取り消し、同意基準を設定・公表した上で協議を再開すべき」旨の勧告を行った（平成22年5月18日）。
- 千葉県知事は、勧告に従い同意基準を設定・公表し、我孫子市と再協議したが、改めて「生産性向上を目的とする土地改良事業の施行区域の農用地である」として不同意としたため、我孫子市は、再度自治紛争処理委員の審査に付す申出を行った（平成23年7月26日）。

### 2. 自治紛争処理委員による審査

- **主な争点**
  - ① 国営手賀沼干拓事業は、「生産性向上を目的とする土地改良事業」か「農用地の災害を防止することを目的とする事業」か。
  - ② 現状（揚水機場施設の老朽化等）から見て、生産性向上を目的とする土地改良事業の施行区域の農用地と扱うべきではないとすべきか。
- **審査の結果**
  - ① 国営手賀沼干拓事業は、当時の資料等を踏まえれば「生産性向上を目的とする土地改良事業」であると認められる。
  - ② 土地改良法その他関連法規は、受益の現状により事業目的が変更されるという考え方に基づくものではないと考えられる。

**根戸新田の土地は、生産性向上を目的とする土地改良事業の施行区域の農用地であり、千葉県知事が行った不同意は、違法ではなく、かつ、不当であると認められない。**

⇒ 我孫子市及び千葉県に対して通知（10月21日）

※ 我孫子市は、高裁へ提訴することを断念する旨を発表（11月15日）

<参考①> 自治紛争処理委員 名簿 (敬称略)

氏 名	主 な 職 歴
う が かつ や 宇 賀 克 也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
おおはし よういち 大 橋 洋 一	学習院大学法科大学院教授
たかはし じゅいち 高 橋 寿 一	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授

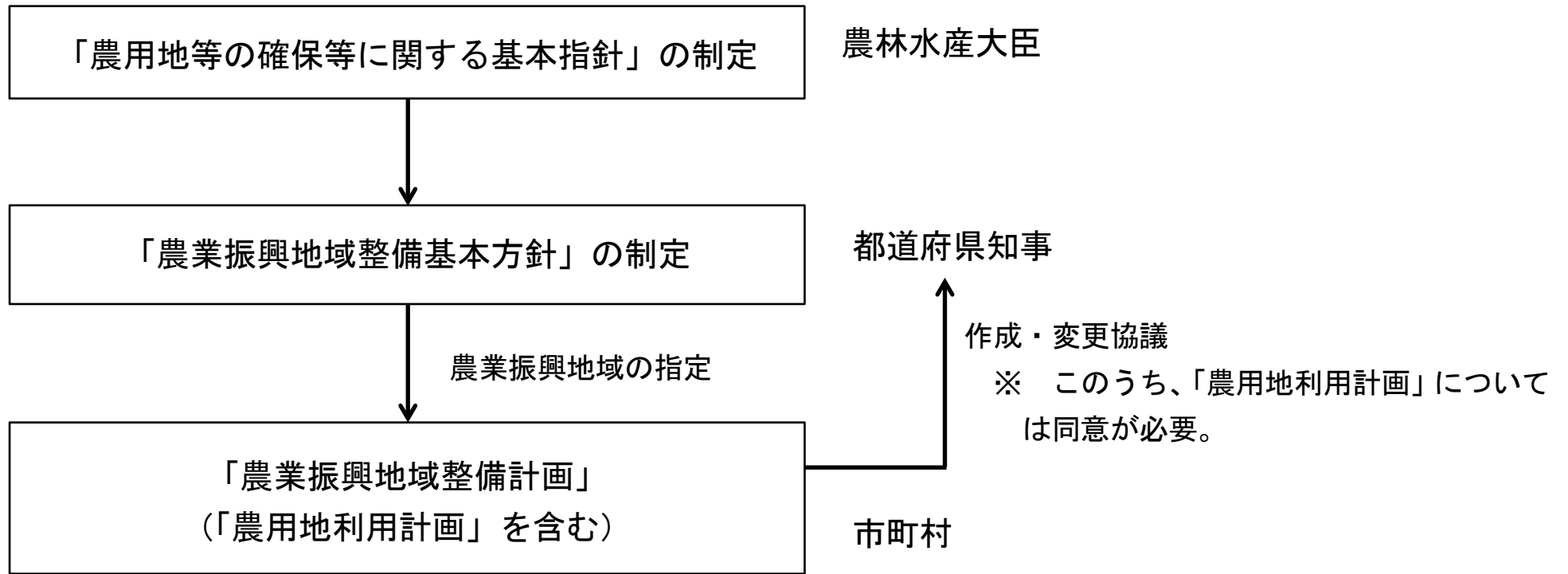
(注) 代表自治紛争処理委員は、宇賀 克也 氏 (前回も同様)

(注) この3名の委員は、平成22年第1号の審査時と同じ

<参考②> 自治紛争処理委員による審査の経緯

	審査期日	審査概要
第1回会議	平成23年 8月 9日 (火)	合議
第2回会議	同年 9月 8日 (木)	① 我孫子市長からの口頭陳述 ② 千葉県知事 (代理人) からの口頭陳述 ③ 委員からの発問 ④ 合議
第3回会議	同年 9月15日 (木)	① 参考人 (農林水産省農村振興局) からの口頭陳述 ② 委員からの発問等
第4回会議	同年 9月22日 (木)	合議
第5回会議	同年10月 7日 (金)	合議
第6回会議	同年10月21日 (金)	合議

## 農業振興地域の整備について（農業振興地域の整備に関する法律）



○ 「農用地利用計画」とは、農用地等とすることが適当な土地であって、農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から農業上の用途を指定して定めるもの

例えば、「集団的に存在する農用地で一定規模以上のもの」、「土地改良事業の区域内にある土地」など

⇒ したがって、原則として農用地等とすることが適当な土地は、農用地利用計画から外すことはできない。

ただし、防災目的事業の施行区域の土地は農用地等の対象外であり、農用地利用計画から外すことは可能。